

**第 5 期
延長分**

**新型コロナウイルス感染症の拡大防止に向けた
営業時間短縮の協力要請について（仙台市全域）**

新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の6第1項に基づく営業時間短縮の協力要請

1 対象期間	令和3年5月 6日（木） 午後8時から 令和3年5月12日（水） 午前5時まで
2 対象施設	食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店 （宅配・テイクアウトを除く。）
3 対象区域	仙台市全域
4 要請内容	午前5時から午後8時までの時間短縮営業 ※酒類の提供は午前11時から午後7時までとする。

- **時短要請相談窓口（コールセンター） 電話 022-211-2332**
受付時間 毎日9:00～17:00（土日、祝日除く）